

## 平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について

### 1 被害児童数の推移（資料1）

- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は1,736人。平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最多の被害児童数。
- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は42人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等により更に減少。

### 2 コミュニティサイトにおける被害児童の状況

- 罪種別では、児童買春及び児童ポルノの被害児童数が増加。（資料2）
- サイト種別では、「複数交流系」での被害児童数が大幅に増加し、「チャット系」に代わり最多。（資料6）
- 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段は、約9割がスマートフォン利用。（資料7）
- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といった援助交際に関連する理由が4割強。（資料8-1）
- インターネット利用等に関して、学校で「指導を受けたことはない」と回答した児童は1割未満。他方で「覚えていない」と回答した児童が約半数。（資料8-2）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割がフィルタリングを利用せず。（資料8-3）

### 3 今後の対策

#### (1) 事業者による協議会の設立支援等

- 事業者による児童被害防止のための主体的な取組を推進するため、事業者による協議会の設立を支援。
- 協議会において、児童被害防止対策を講じるために必要な体制や成功事例等を共有し、サービスの態様に応じた児童被害防止対策を促進。
- 事業者によるサイト内環境の浄化の推進

#### (2) サイバー防犯ボランティアを活用した各種対策の推進

- サイバーパトロールによる不適切な書き込みの事業者への通報
- 警察や事業者と連携した教育、広報啓発活動の推進

#### (3) 補導活動及び取締りの推進

- サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

#### (4) 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進

- フィルタリングの更なる普及促進に向けた連携
- 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有